

福島県建築行政マネジメント計画の改訂概要

1 計画策定の趣旨

平成10年以降の建築基準法改正により、確認検査業務の民間機関への開放、中間検査の導入、シックハウス対策等、建築物の安全安心対策と審査体制の充実が図られてきた。

県では、平成11年以降、建築物の安全安心や違反对策に関する計画を定め、完了検査率の向上や重大な違反建築物の解消に取り組んできた。

そのような中、全国的に建築物や昇降機の事故が相次ぎ、構造計算書偽装まで発生し、建築物の安全性を確保する更なる取組が求められたことから、国は、特定行政庁が関係機関と連携し、安全安心等に係る目標を定め、講じる施策を明確にした「建築行政マネジメント計画」を策定するよう促した。

これを受け、福島県建築行政マネジメント協議会を発足させ、「福島県建築行政マネジメント計画」（平成23年度から平成26年度）を策定したところである。

2 計画改訂の理由

計画期間が経過すること、計画策定以降、関係法（建築基準法、建築士法、建築物の耐震改修の促進に関する法律）が順次改正され、建築物の安全性確保の取組を充実強化する必要が生じた。

3 計画の期間

平成27年度から平成31年度

4 計画の策定主体

福島県建築行政マネジメント推進協議会（構成団体 県内特定行政庁、（一財）ふくしま建築住宅センター、（株）建築検査機構、（一財）福島県建築安全機構、（公社）福島県建築士会、（一社）福島県建築士事務所協会、（一社）福島県建設業協会、（公社）福島県宅地建物取引業協会、県消防保安課、建設産業室、建築指導課、県警察本部生活環境課）

5 計画の概要（波線の下線部が法改正で改訂した部分）

(1) 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保

① 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底（6施策）

- ・ 構造計算適合性判定を要する場合は、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関は相互に審査状況及び追加説明を求めた事項等を情報共有し、審査期間の短縮や設計者への迅速なヒアリングを実施
- ・ 消防機関等と連携し、確認審査と消防同意の並行審査を実施

② 中間検査・完了検査の徹底（8施策）

- ・ 指定する特定工程及び工事完了期間が経過している検査対象建築物を抽出し、その建築主等に対して文書等により各種検査申請手続を促進
- ・ 完了検査を受けていない建築物の工事監理者の所属する建築士事務所への立ち入り指導の強化

③ 工事監理業務の適正化とその徹底（2施策）

- ・ 工事監理報告書等の建築主への提出の徹底

④ 仮使用認定制度の適確な運用（4施策）

- ・ 指定確認検査機関が認定したものについて、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合における必要な是正指導の徹底

- (2) 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底
 - ①指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底（3施策）
 - ・ 県以外の特定行政庁にも立入検査の参加を促し、合同で定期的実施
 - ②建築士及び建築士事務所に対する指導・監督の徹底（3施策）
 - ・ 建築士事務所の業務の適正化を図るため、定期的に立入検査を実施
 - ・ 建築士事務所に所属する建築士の定期講習の受講や業務報告書の提出、改正法に基づく書面による契約等における設計等の業の適正化を徹底
- (3) 違反建築物等への対策の徹底
 - ①違反建築物等対策の徹底（7施策）
 - ・ 違反建築物に係る継続した是正・指導の徹底
 - ・ 警察、消防、福祉等の関係機関との連携体制の確保
 - ②違法設置昇降機対策の徹底（3施策）
 - ・ 労働基準監督署等との連携体制を確保
 - ・ 違法設置昇降機を把握した場合の是正指導の徹底
- (4) 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保
 - ①定期報告制度の適確な運用による維持保全を通じた安全性の確保（4施策）
 - ・ 対象となる建築物等の所有者等（今後対象となる者も含む）に対し、定期報告制度を周知徹底
 - ・ 消防機関や市町村等と情報を共有・連携し、未報告建築物への立入検査を実施
 - ②建築物の耐震診断・改修の促進（5施策）
 - ・ 耐震診断が義務づけられた大規模建築物、防災拠点建築物、緊急避難路沿道建築物の耐震診断の徹底、改修の促進
 - ③建築物に係るアスベスト対策の推進（4施策）
 - ・ アスベスト調査・分析及び除却費用の助成制度の周知普及
 - ④既存建築ストックの現行基準への水準向上と有効活用、保安上危険な建築物の解消（5施策）
 - ・ 特に危険な既存不適格建築物に対する「既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドライン」を活用した改修指導
- (5) 事故・災害時の対応
 - ①事故発生時における警察等との連携による迅速かつ適確な事故対応（3施策）
 - ・ 事故・火災被害等に係る状況に応じた国土交通省の防災担当部局との情報共有
 - ・ 特定行政庁及び消防で構成する福島県建築物等事故情報連絡会での事故情報の共有
 - ②迅速な災害対応を可能とする体制整備（2施策）
 - ・ 応急危険度判定資格者の確保に向けた普及啓発と講習等の実施
 - ・ 応急危険度判定技術の向上に向けた模擬訓練の実施
- (6) 消費者への対応（2施策）
 - ・ 建築関係団体や福島県耐震化・リフォーム等推進協議会、消費生活センター等と連携した、消費者向けの情報提供、苦情等の処理体制の整備
- (7) 業務執行体制の整備
 - ①内部組織の執行体制（3施策）
 - ・ 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事及び確認検査員の必要に応じた確保
 - ②関係機関・関係団体との連携による執行体制（施策なし）
 - ③データベースの整備・活用（5施策）
 - ・ データベース分析から各種課題を抽出し、施策を検討